

大阪府自転車条例が施行されました。

平成28年7月1日付けて「大阪府自転車条例」が施行されました。



条例の主な内容は

- (1) 自転車事故による賠償保険の加入義務化
- (2) 交通安全教育の充実
- (3) 自転車の安全利用の義務化
 - ① 高齢者(65歳以上)のヘルメット着用
 - ② 自転車の点検整備
 - ③ 反射材の装着
- (4) 交通ルール・マナーの向上 です。

就業中や就業途上にかかわらず自転車利用時は「交通安全」に努めてください。

